

『一級建築士合格戦略 法規のウラ指導 2022年版』第1版第1刷(2022年1月1日発行) 正誤表

目次	頁	コード	誤	正
24 建築士法	491	02281 解説 3.	「士法20条の3」より、「設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第20条第1項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。」とあり、問題文の規模において、設計については、設備設計一級建築士の関与が義務づけられている。一方、「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。ここでは、「設備設計一級建築士」は含まれておらず、工事監理については、必ずしも設備設計一級建築士である必要はない(関与は義務づけられていない)。よって誤り。	「士法20条の3」より、「階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った場合、設備設計一級建築士に「設備関係規定」に適合するかどうかの確認を求めなければならないが、問題文の建物はこれに該当しない。よって誤り。 尚、問題文の建物は、「基準法20条1項第二号」に該当し、「士法20条の2第1項、2項」より、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行った場合、構造設計一級建築士に「構造関係規定」に適合するかどうかの確認を求めなければならない。
「基準法(令)136条の2の5」に「第八号(地盤面、居室の床の高さ)」が追加され、以降の番号が1つずつズレたため、次のコードの解説を修正致しました。				
20 地区計画	412	16183 解説	「令136条の2の5」……「 八号 」より…… 原文：令136条の2の5 第八号 八. 建築物の形態又は意匠の制限 ……	「令136条の2の5」……「 九号 」より…… 原文：令136条の2の5 第九号 九. 建築物の形態又は意匠の制限 ……
	412	16181 解説	「令136条の2の5」……「 九号 」より…… 原文：令136条の2の5 第九号 九. 垣又は柵の構造の制限 ……	「令136条の2の5」……「 十号 」より…… 原文：令136条の2の5 第十号 十. 垣又は柵の構造の制限 ……
	412	16184 解説	「令136条の2の5」……「 十二号 」より…… 原文：令136条の2の5 第十二号 十二. 建築物の構造に関する防火上必要な制限 ……	「令136条の2の5」……「 十三号 」より…… 原文：令136条の2の5 第十三号 十三. 建築物の構造に関する防火上必要な制限 ……
「士法10条の3」が廃止され、「士法10条の2の2」の条番号が「士法10条の3」に変わったため、次のコードの問題・解説を修正致しました。				
24 建築士法	456	24212 問題 解説	一級建築士は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を、 住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣 に届け出なければならない。 「士法7条第二号」及び「士法8条の2第二号」より、……大臣に届け出なければならない。」とわかる。 また「士法10条の3」より、「士法8条の2による大臣への届出は、住所地の知事を経由して行う。」とわかる。よって正しい。	一級建築士は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を、 国土交通大臣 に届け出なければならない。 「士法7条第二号」及び「士法8条の2第二号」より、……大臣に届け出なければならない。」とわかる。 よって正しい。
	456	27214 問題	一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、 住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣 に届け出なければならない。	一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、 国土交通大臣 に届け出なければならない。
	457	解説	「士法8条の2第一号」より、……大臣に届け出なければならない。」とわかる。また「士法10条の3」より、「士法8条の2による大臣への届出は、 住所地の知事を経由して行う。 」とわかる。	「士法8条の2第一号」より、……大臣に届け出なければならない。」とわかる。
	459	22221 解説	「士法10条の2の2」に「構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等」について載っており、…… 原文：士法10条の2の2 ……	「士法10条の3」に「構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等」について載っており、…… 原文：士法10条の3 ……
	459	29214 問題 解説	構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、 住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣 に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。 ……また、「士法10条の2の2第4項」及び「士法10条の3」より、「構造設計一級建築士証に記載された事項等に変更があったときは、 住所地の都道府県知事を経由して大臣 に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。」とわかる。 原文：士法10条の2の2第4項 …… 原文：士法10条の3 ……	構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、 国土交通大臣 に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。 ……また、「士法10条の3第4項」より、「構造設計一級建築士証に記載された事項等に変更があったときは、 大臣 に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。」とわかる。 原文：士法10条の3第4項 …… 原文：削除 ……
	460	26223 解説	「士法10条の2の2第2項」に「設備設計一級建築士証の交付」について載っており、…… 原文：士法10条の2の2第2項 ……	「士法10条の3第2項」に「設備設計一級建築士証の交付」について載っており、…… 原文：士法10条の3第2項 ……
「士法36条」が廃止され、以降の条番号が1つずつ詰められたため、次のコードの問題・解説を修正致しました。				
24 建築士法	471	28243 解説	「士法41条第九号」より、……	「士法40条第九号」より、……
	483	18181 解説	……「士法38条第三号」より、	……「士法37条第三号」より、

24 建築士法	484	18185 解説	「士法23条の10」, 及び, 「士法38条第九号」より, …… 原文: 士法38条第九号 ……	「士法23条の10」, 及び, 「士法37条第九号」より, …… 原文: 士法37条第九号 ……
	484	01284 解説	「士法24条の2」, 及び, 「士法38条第十一号」より, …… 原文: 士法38条第十一号 ……	「士法24条の2」, 及び, 「士法37条第十一号」より, …… 原文: 士法37条第十一号 ……
	484 485	28241 解説	「士法41条第一号」より, …… 原文: 士法41条第一号 ……	「士法40条第一号」より, …… 原文: 士法40条第一号 ……
	485	28242 解説	「士法41条第三号, 43条」より, …… 原文: 士法43条 …… 原文: 士法41条第三号 ……	「士法40条第三号, 42条」より, …… 原文: 士法42条 …… 原文: 士法40条第三号 ……
	486	02233 解説	……とある. 「士法41条第十二号, 十四号」より, …… 原文: 士法41条第十二号, 十四号 ……	……とある. 「士法40条第十二号, 十四号」より, …… 原文: 士法40条第十二号, 十四号 ……
	486	28244 解説	「士法44条第一号」より, …… 原文: 士法44条 ……	「士法43条第一号」より, …… 原文: 士法43条 ……
「都計法12条の5第7項第四号」が追加された事で, その先の号番号が1つ先に送られたため, 次のコードの問題・解説を修正致しました.				
26 都市計画法	502	21241 原文	原文: 都計法12条の5第7項 7. 地区整備計画においては, 次に掲げる事項…… 四. 前3号に掲げるもののほか, 土地の利用に関する事項で政令で定めるもの	原文: 都計法12条の5第7項 7. 地区整備計画においては, 次に掲げる事項…… 五. 前3号に掲げるもののほか, 土地の利用に関する事項で政令で定めるもの
「都計法13条十二号」が追加された事で, その先の号番号が1つ先に送られたため, 次のコードの問題・解説を修正致しました.				
26 都市計画法	503	26243 解説	……また, 「都計法13条第十四号イ」に「市街化調整区域における地区計画」について載っている. 問題文は正しい. …… 原文: 都計法13条第十四号イ 十四. …… イ. 市街化調整区域における地区計画 ……	……また, 「都計法13条第十五号イ」に「市街化調整区域における地区計画」について載っている. 問題文は正しい. …… 原文: 都計法13条第十五号イ 十五. …… イ. 市街化調整区域における地区計画 ……